

船舶事故調査報告書

平成25年2月7日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成24年6月20日 00時45分ごろ
発生場所	千葉県千葉市JFEスチール株式会社東日本製鉄所千葉地区西方沖 千葉市所在の千葉港稲毛海浜公園A導流堤灯台から真方位165° 1.7海里（M）付近 （概位 北緯35°35.0′ 東経140°04.5′）
事故調査の経過	平成24年6月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	貨物船 ^{ほうしょう} 豊昌丸、498トン 140874、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、 阿部汽船株式会社 73.45m×11.80m×7.45m、鋼 ディーゼル機関、735kW、平成20年9月3日
乗組員等に関する情報	船長 男性 71歳 五級海技士（航海） 免許年月日 昭和45年1月23日 免状交付年月日 平成20年9月29日 免状有効期間満了日 平成26年6月10日 一等航海士 男性 64歳 四級海技士（航海） 免許年月日 昭和47年12月8日 免状交付年月日 平成22年8月30日 免状有効期間満了日 平成27年11月10日
死傷者等	重傷 1人（一等航海士）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長及び一等航海士ほか2人が乗り組み、台風4号の強風と高波から避難するため、平成24年6月19日15時40分ごろ千葉港JFEスチール株式会社東日本製鉄所千葉地区西方沖700m付近に錨鎖7節で錨泊した。 本船は、23時ごろから更に風波が増してきたことから、船長が、主機を準備するよう機関長に指示を行い、主機のクラッチを中立状態

	<p>で運転していたところ、他船の走錨を認めたため、錨泊場所を変更することとし、船長を操舵室に、一等航海士及び二等航海士を船首部に、機関長を船尾部にそれぞれ配置して20日00時40分ごろから抜錨を開始した。</p> <p>本船は、一等航海士が船首中央よりやや左舷寄りの位置で錨鎖の状況を見ながら揚錨機を操作する二等航海士に指示して揚錨中、00時45分ごろ、突然、高起した波が船首から打ち込み、一等航海士が、打ち込んだ波に叩かれるとともに、足をすくわれて左足を船体に強打した。</p> <p>船長は、海上保安庁に救助を要請するとともに、船舶所有者に報告した。</p> <p>一等航海士は、船舶所有者が手配したタグボートに移乗し、岸壁で待機していた救急車で病院に搬送され、左大腿骨転子下・骨幹部骨左脛骨開放性粉碎骨折で全治3か月以上の加療を要する見込みと診断された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 雨、風向 南西、風力 10～11、視程 約2M 海象：波高 約3～4m</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、船首部両舷に油圧駆動式の揚錨機がそれぞれ設置されており、本事故時、左舷側の揚錨機が使用されていた。</p> <p>一等航海士は、本事故時、左舷側揚錨機の船首側で船尾方を向いて錨鎖の巻き具合を見ていたところ、船首側から打ち込んだ大きな波に叩かれるとともに、足をすくわれたが、流されないように付近のチェーンストッパーにつかまった。</p> <p>本船は、本事故後、海面から船首ブルワークまでの高さを計測したところ、約4.2mあった。</p> <p>本事故時に本船が錨泊していた海域の水深は、約7～8mであり、約700m東方に岸壁があった。</p> <p>本事故時に千葉港には走錨注意情報が発表されており、投錨中の船舶は、機関をスタンバイとするなどの走錨防止対策を採るとともに、VHF16チャンネルの継続聴取とAIS搭載船にあってはAISの作動を維持するよう、注意されていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>なし</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、千葉港JFEスチール株式会社東日本製鉄所千葉地区西方沖において、台風避難で錨泊中、他船の走錨を認めたので錨泊場所を変更する目的で揚錨していたところ、波が船首側から打ち込み、揚錨作業中の一等航海士が打ち込んだ波に足をすくわれたことから、左足が船体に当たって負傷したものと考えられる。</p>

<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、千葉港 J F E スチール株式会社東日本製鉄所千葉地区西方沖において、台風避難で錨泊中、他船の走錨を認めたので錨泊場所を変更する目的で揚錨していたところ、波が船首側から打ち込み、揚錨作業中の一等航海士が打ち込んだ波に足をすくわれたため、左足が船体に当たって負傷したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>船舶所有者は、本事故後、次の再発防止策を本船に指示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 荒天避難して錨泊する際は、風向、水深、底質を考慮して錨地を選定するとともに、周囲に他船がないかどうか確認し、広い海域で行うこと。